

大日本帝國政府

極秘

一、目的

「ビルマ」國爲督管理實施要領

「ビルマ」國ト共榮圈内諸國及日本占領地域間ニ於ケル資金ノ移動ヲ統制シテ國內金融ノ圓滑ナル運轉ヲ計ルト共ニ獨立國ノ權威ヲ尊重シ戰爭協力ニ遺憾ナカラシムル爲「ビルマ」國政府ヲシテ爲督管理ヲ實施セシメントス

二、指 置

(一)「ビルマ」國爲督管理法ヲ制定シ、同法施行規則ヲ以テ之カ彈力的ナル變動ヲ企圖ス

「註」右ノ法令案要綱ハ別紙(一)及(二)ノ通ニシテ概本兩政令ニ準據ス

(二)管理業務ノ執行ハ「ビルマ」國官吏ノ能力等ニ精ヘ「ビルマ」國立銀行(又ハ南方開發金融)ニ委任擔當セシム

大日本帝國通則

(一)開發業務ニ於テ總合的資本振興政策中ニ出合キイニ事アルコト

表示義務イヌコト

總督府財政部ニシテ金融機關監視ハ此項向後督府ヲ取束イニテ實施檢査

ハ務メ事アルコト

大日本帝國通則ニ於テ表示義務ハ殊ニ同項ハ監督イニ日本國憲示イニ

開發業務イヌコト

大日本帝國通則ニ於テ支命書ハ總督府財政部通則支命書ニ準據

一、對人ノ義務事項ハ之ニ準據セシムルコト

書アルコト

大日本帝國通則ニ於テ開發業務要領ハ本派一覽發行ハ附手式イニ事アルコト

(3) 附手式開發金額ハ一覽人ハ附手式イニ事アルコト

(2) 附手式開發金額ハ附手式イニ事アルコト

中興業務要領(附手式)ハ附手式イニ事アルコト

附手式開發金額ハ附手式イニ事アルコト

(ヤ)

大日本帝國通則

「一」本國及外國之通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「二」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「三」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「四」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「五」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「六」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「七」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「八」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「九」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ
 「十」本國及外國ノ通關手續ハ、本國及外國ノ法律ニ依リテ行ハルベシ

大日本帝國政府

- (三) 爲替取引許可ノ決定等ハ我方ノ管理方針ニ同調セシムル爲概ネ南方軍ニ於ケル處理方針ニ準據シテ實施セシム
- (四) 日本軍、日本軍人及日本軍屬ハ管理法令ニ基ク制限ヨリ除外セシメ軍ニ於テ別途取締ヲ實施ス
- (五) 爲替業務ハ銀行整備ノ現況等ニ鑑ミ差當リ横濱正金銀行ヲシテノミ取扱ハシメ爲替尻ノ調整ハ「ビルマ」國立銀行ヲシテ之ニ當ラシム
- (六) 爲替ノ決濟ハ帝國ヲ通シ圓貨ヲ以テ之ヲ爲ス
 「註」之ト共ニ旅行者等ニ對スル兩替用トシテ圓、銖、弗、盾等ノ外國通貨ヲ或ル程度「ビルマ」國立銀行ニ保有セシムルノ措置ヲ講ス
- (七) 爲替比率ハ差當リ圓、「チャット」等價ヲ基準トシテ之ヲ定ム
- (八) 本件ハ遅クモ新通貨制度實施ト共ニ實施スルコトヲ豫期ス

大日本帝國通報

(ハ) 本邦ハ歐々子種匪貴歸類實能ナリ共ニ實能スルロイヲ齟齬ス
(ニ) 爲替出率ハ差當リ圓「一モサバ」一券間モ基準イシテ之ヲ宝△
△ルハ許置キ難ス

善、其國產賣を以て其國利「シ」ルヲ「國立銀行」ニ附託シテ
「持」テ之ヲ其ニ銀行等ニ貸スル兩替用イヒテ圖々、幾、弗、而、
以、爲替、ハ、其國ハ、帝國を以て圖賣を以て之を爲ス

いふ、庫財ハミと、蠶替民ハ、臨葬ハ「シムマ」國立殯行ヤミテ、玄ニ
 (五) 蠶替業、蠶ハ、殯行替前ハ、與成葬ニ、蠶ミ、差當リ、辭高五金殯行ヤミテ、
 ミ、軍ニ、死ミ、限、益、庫、辭ヤ、實、蠶、ミ

四 日本軍ハ日本軍人又日本軍國ハ管領者合ニ基ケ
 歸順セリ網代ナ
 南式軍ニ宛テハ國賊ナ檢ニ革難シモ實敵ナシム
 三 亂替申付希否ハ先宝義ハ好ナハ管領ナ檢ニ同歸
 ナシムハ益難ナ

大日本帝國政府

別紙第

「ビルマ」國爲替管理法案編（案）

一、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ攝ケル取引又ハ行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得ルコト

1、外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分

2、通貨ノ輸出若ハ輸入

3、金銀地金、金又ハ銀ノ合金、金又ハ銀ヲ主タル材料トスル物ノ輸出

4、外國へノ送金ニシテ前三號ニ包含スル方法ニ依ラサルモノ

ルマ」國內ニ於テ爲ス支拂又ハ其ノ受領
 外、外國ニ於テ爲シタル委託ニ當キ又ハ外國居住者ノ爲ニスル「ビ

6、外國ニ於テ爲ス支拂ノ「ビルマ」國內ニ於ケル委託

7、外國居住者ノ爲ニスル償還ノ取立又ハ取立ノ依頼者ハ引受

8、外國居住者ニ對スル債權ノ取立又ハ取立ノ依頼若ハ引受

大日本帝國通則

一、本邦ハ陸海空軍ヲ維持スルニ必要ナル兵備ヲ整備スルコトヲ以テシテ、
 二、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十一、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十二、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十三、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十四、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十五、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十六、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十七、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十八、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 十九、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十一、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十二、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十三、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十四、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十五、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十六、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十七、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十八、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 二十九、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十一、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十二、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十三、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十四、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十五、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十六、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十七、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十八、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 三十九、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十一、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十二、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十三、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十四、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十五、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十六、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十七、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十八、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 四十九、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十一、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十二、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十三、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十四、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十五、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十六、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十七、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十八、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 五十九、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十一、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十二、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十三、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十四、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十五、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十六、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十七、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十八、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 六十九、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十一、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十二、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十三、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十四、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十五、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十六、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十七、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十八、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 七十九、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十一、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十二、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十三、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十四、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十五、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十六、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十七、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十八、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 八十九、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十一、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十二、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十三、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十四、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十五、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十六、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十七、空軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十八、海軍ノ擴張ニ力ミテ、
 九十九、陸軍ノ擴張ニ力ミテ、
 一百、空軍ノ擴張ニ力ミテ、

大日本帝國政府

- 一、外國爲替相場ノ取極
- 二、外國通貨ヲ以テ表示スル證券、債權又ハ債務ノ取得又ハ處分
- 三、「ビルマ」國通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權又ハ債務ノ取得又ハ處分
- 四、信用狀ノ發行又ハ取得
- 五、外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲
- 六、證券ノ輸出又ハ輸入
- 七、債權ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マサル貨物ノ輸出又ハ輸入
- 八、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國爲替ニ關スル取引ヲ國立銀行
- 九、其他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得ル
- 十、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲ケルモノノ賣却其他必要ナ

大日本帝國政府

ル事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

1、外國通貨又ハ外國爲替

2、外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權又ハ「ビルマ」國通貨

ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權

3、外國ニ在ル財産ニシテ前二號ニ掲ケサルモノ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル者ニ賣却スヘキコトヲ命シタル

場合ノ賣却價額ハ政府之ヲ定ムルコト

4、政府ハ命令ノ定ムル所ニヨリ外國ヘノ送金、外國ヨリノ送金ノ受領其ノ他外國トノ間ニ於ケル債權債務ノ決済ニ關シ其ノ方法、條件其ノ他必要ナル事項ヲ命スル事ヲ得ルコト

5、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得ルコト

大日本帝國國稅

一、國稅ノ種類

1、所得稅

2、消費稅

3、關稅

4、遺產稅

5、贈與稅

6、酒稅

7、煙稅

8、糖稅

9、鹽稅

10、其他

二、國稅ノ課税

1、所得稅ノ課税

2、消費稅ノ課税

3、關稅ノ課税

4、遺產稅ノ課税

5、贈與稅ノ課税

6、酒稅ノ課税

7、煙稅ノ課税

8、糖稅ノ課税

9、鹽稅ノ課税

10、其他ノ課税

三、國稅ノ徴收

1、所得稅ノ徴收

2、消費稅ノ徴收

3、關稅ノ徴收

4、遺產稅ノ徴收

5、贈與稅ノ徴收

6、酒稅ノ徴收

7、煙稅ノ徴收

8、糖稅ノ徴收

9、鹽稅ノ徴收

10、其他ノ徴收

四、國稅ノ減免

1、所得稅ノ減免

2、消費稅ノ減免

3、關稅ノ減免

4、遺產稅ノ減免

5、贈與稅ノ減免

6、酒稅ノ減免

7、煙稅ノ減免

8、糖稅ノ減免

9、鹽稅ノ減免

10、其他ノ減免

五、國稅ノ罰則

1、所得稅ノ罰則

2、消費稅ノ罰則

3、關稅ノ罰則

4、遺產稅ノ罰則

5、贈與稅ノ罰則

6、酒稅ノ罰則

7、煙稅ノ罰則

8、糖稅ノ罰則

9、鹽稅ノ罰則

10、其他ノ罰則

大日本帝國通志

[illegible]

大日本帝國政府

六 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ
國立銀行又ハ政府ノ指定スル者チシテ取扱ハシムルコトヲ得ルコ
ト
前項ノ規定ニ依リ事務ヲ取扱ハシメラレタル者ハ當該事務ノ取扱
經費ヲ負擔スルコト
七 政府ハ命令ノ定ムル所ニヨリ事項及人ヲ指定シテ本法ニ定ムル
取引又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコトヲ得ルコト
八 一乃至五ニ基キテ發スル命令チ以テ規定スル取引又ハ行爲ノ禁
止又ハ制限等ニ違反シタル者ハ處罰スルコト
九 當該官吏若ハ政府ノ指定スル者ノ職員又ハ其ノ職ニ在リタル者
職務ノ執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又
ハ竊用シタルトキハ之ヲ處罰スルコト

ハ、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

別紙第二

「ビルマ」國爲管管理法施行規則要綱（案）

一、(1) 本規則ヲ一九四四年「ビルマ」國爲管管理法施行規則ト稱ス
ルコト（第一條第一項）

(2) 本規則ハ「ビルマ」國ノ全土ニ及フトスルコト（第二項）

(3) 日本軍、日本軍人及日本軍屬ニ對シテハ本規則ノ定ムル取引
又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコト（第三項）

(4) 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施スルコト（第四項）

ニ本規則ニ於ケル用語ノ定義チ左ノ通り定ムルコト（第二條）

(1) 爲替トハ「ビルマ」國ヨリ外國ニ仕向ケ又ハ外國ヨリ「ビル
マ」國ニ仕向ケタル爲替手形、小切手、支拂指圖書又ハ電信爲
替ヲ請フコト（第一號）

(2) 信用狀トハ尙爲爲替信用狀、逆爲爲替信用狀、旅行信用狀、爲替
買取指圖書、爲替買取推薦狀、貨物證券引換指圖書、其ノ他此

大日本帝國通訓

- 賣取諸國者、其有買取諸國者、賣取諸國者、其、
(8) 諸國者、其、
者、
(1) 諸國者、其、
本國者、其、
(4) 本國者、其、
又、
(8) 日本軍、日本軍人、日本軍、
(8) 本國者、其、
又、
(1) 本國者、其、
本國者、其、

大日本帝國政府

- 第三條（第二號）
證券トハ「ビルマ」國又ハ外國ノ公債、社債、債券此等ノ七
ノ利札、株式、株式拂込證書、預金證書、預金通帳又ハ當該
ヲ謂フコト（第三項）
- （4） 「ビルマ」國通貨トハ「ビルマ」國ニ於テ其ノ流通ヲ適法ト
認メラレ在ル通貨ヲ謂フコト（第四項）
- 爲商取引上ノ必要其ノ他ノ貨幣ニ基クコトナク「ビルマ」國通貨ノ
爲替相場ノ變動又ハ差異ニ依リ利益ヲ得ルコトヲ目的トシテ爲替
、外國通貨又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル債券（爲替ヲ除ク）ノ賣
買ヲ爲スコトヲ得ストスルコトハ第三條）
- 國財務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ爲
スヲ得ストスルコト（第四條第一項）
- （1） 爲替ノ買入

大日本帝國通報

[illegible]

大日本帝國政府

(2) 外國ヨリ「ビルマ」國ニ仕向ケタル爲替ノ支拂
前項ノ許可ヲ受ケントスルモノハ本規則附屬書式第一號(イ)又ハ(ロ)
ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト(第二項)
五、左ニ掲クル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラス爲替ノ買入又ハ外國ヨリ「
ビルマ」國ニ仕向ケタル爲替ノ支拂ヲ爲スニ付財務大臣ノ許可ヲ
受クルコトヲ要セストスルコト(第五條第一項)

(1) 「ビルマ」國ニ於テ發行シタル信用狀ニ基キ振出サレタル爲
替ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ノ爲爲替ヲ買入ルルトキ(第一號)

(2) 「ビルマ」國在住日本人、日本、滿洲國、中華民國又ハ滿東
州ニ在ル家族ノ生活費ニ充ツル爲教育費若ハ醫療費ニ充ツル爲
又ハ之等ノ地ニ於テ支拂ヲ要スル保險料ノ支拂ニ充ツル爲、一
ヶ月ヲ通シ各二百圓相當額以下ノ送金ヲ爲スタノ爲替ヲ買入ル
ルトキ(第二號)

大日本帝國郵便

卷下 (第二册)

ハ民ニ對シテ吾二百圓附當歸以テ、殘命ヲ負ハズ、又ハ無害ニ買入ル

又ハ之類ノ此ニ似テ支那ニ云々ハ附類ノ支那ニ云々ハ一

州二府ハ寒地ノ字語ニ示シテ、
 爾時言言ハ、國語ニ示シテ、
 州二府ハ寒地ノ字語ニ示シテ、
 爾時言言ハ、國語ニ示シテ、

「フタ」 隨着日本人の日本、南洋、中華、及ハ諸島

省、支縣七區之又一支縣、真誠替本國人計也（第一號）

「下」二彈ヲ廻テ、又ハ計用知ニ依テ出サ、又ハ

（第一輯）

二、向、文、附、二、外、大、附、

上卷

卷之二十一

卷之六

大日本帝國政府

(5) 爲替銀行力左ニ據クル被仕向送金爲替ノ支拂子爲ストキ（第

三
卷

三

1、其榮國ノ他ノ地域ニ於テ日本政府又ハ日本軍力「ビルマ」

國へノ送金ヲ許可シ又ハ許可ヲ要セスト爲シタル被仕向送金

爲替

2、一ヶ月ヲ通シ同一人ニ付キ三〇〇「チャット」以下ノ被仕

向送金

(4) 官廳ノ爲ストキ (第四號)

六爲替銀行ト相手方トスルニ非サレハ爲替ノ留却又ハ爲替ノ取立ノ

依頼ヲ爲スコトヲ得ストスルコト（第六條）

財政部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國ニ仕向ケタル信用狀ヲ發

行又ハ取得スルコトヲ得ストスルコト
且シ自願ノ取得スル場合

ハ比ノ限リニ非ストスルコト（第七條第一項）

大日本帝國迎諷

[illegible]

大日本帝國通關

一、通關手續
二、貨物検査
三、税関
四、通關證明書
五、貨物検査證明書
六、税関證明書
七、通關證明書の提出
八、貨物検査証明書の提出
九、税関証明書の提出
十、通關證明書の提出
十一、貨物検査証明書の提出
十二、税関証明書の提出
十三、通關證明書の提出
十四、貨物検査証明書の提出
十五、税関証明書の提出
十六、通關證明書の提出
十七、貨物検査証明書の提出
十八、税関証明書の提出
十九、通關證明書の提出
二十、貨物検査証明書の提出
二十一、税関証明書の提出
二十二、通關證明書の提出
二十三、貨物検査証明書の提出
二十四、税関証明書の提出
二十五、通關證明書の提出
二十六、貨物検査証明書の提出
二十七、税関証明書の提出
二十八、通關證明書の提出
二十九、貨物検査証明書の提出
三十、税関証明書の提出
三十一、通關證明書の提出
三十二、貨物検査証明書の提出
三十三、税関証明書の提出
三十四、通關證明書の提出
三十五、貨物検査証明書の提出
三十六、税関証明書の提出
三十七、通關證明書の提出
三十八、貨物検査証明書の提出
三十九、税関証明書の提出
四十、通關證明書の提出
四十一、貨物検査証明書の提出
四十二、税関証明書の提出
四十三、通關證明書の提出
四十四、貨物検査証明書の提出
四十五、税関証明書の提出
四十六、通關證明書の提出
四十七、貨物検査証明書の提出
四十八、税関証明書の提出
四十九、通關證明書の提出
五十、貨物検査証明書の提出
五十一、税関証明書の提出
五十二、通關證明書の提出
五十三、貨物検査証明書の提出
五十四、税関証明書の提出
五十五、通關證明書の提出
五十六、貨物検査証明書の提出
五十七、税関証明書の提出
五十八、通關證明書の提出
五十九、貨物検査証明書の提出
六十、税関証明書の提出
六十一、通關證明書の提出
六十二、貨物検査証明書の提出
六十三、税関証明書の提出
六十四、通關證明書の提出
六十五、貨物検査証明書の提出
六十六、税関証明書の提出
六十七、通關證明書の提出
六十八、貨物検査証明書の提出
六十九、税関証明書の提出
七十、通關證明書の提出
七十一、貨物検査証明書の提出
七十二、税関証明書の提出
七十三、通關證明書の提出
七十四、貨物検査証明書の提出
七十五、税関証明書の提出
七十六、通關證明書の提出
七十七、貨物検査証明書の提出
七十八、税関証明書の提出
七十九、通關證明書の提出
八十、貨物検査証明書の提出
八十一、税関証明書の提出
八十二、通關證明書の提出
八十三、貨物検査証明書の提出
八十四、税関証明書の提出
八十五、通關證明書の提出
八十六、貨物検査証明書の提出
八十七、税関証明書の提出
八十八、通關證明書の提出
八十九、貨物検査証明書の提出
九十、税関証明書の提出
九十一、通關證明書の提出
九十二、貨物検査証明書の提出
九十三、税関証明書の提出
九十四、通關證明書の提出
九十五、貨物検査証明書の提出
九十六、税関証明書の提出
九十七、通關證明書の提出
九十八、貨物検査証明書の提出
九十九、税関証明書の提出
一百、通關證明書の提出

大日本帝國政府

(2) 外國ニ旅行セントスル者力其ノ所有スル「ビルマ」國通貨、
經由地若ハ目的地ノ通貨ヲ通シ二〇〇「チャット」相當額以下
ヲ携帯スルトキ（第二號）
(3) 官廳ノ爲ストキ（第三號）
前項ノ通貨ニハ金又ハ銀貨幣ヲ含まストスルコト（第二項）
第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本規則附屬書式第四號ニ依ル許
可申請書ヲ提出スヘシトスルコト（第三項）
十、財務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ「ビルマ」國通貨ヲ輸入スル
コトヲ得ストスルコト 但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限りニ在ラス
トスルコト（第十條第一項）
(1) 共榮團ノ他ノ組織ニ於テ日本政府又ハ日本軍力「ビルマ」國
ヘノ輸出ヲ許可シタル金額ヲ輸入スルトキ（第一號）
(2) 外國ヨリノ旅行者力日「チャット」以下ヲ携帯スルトキ（第

大日本帝國通報

[illegible]

大日本帝國政府

二

(3) 官廳、爲ストキ（第二號）

前項、許可ヲ受ケントスル者ハ本規則附屬書式第五號ニ依ル許可申請書ヲ提出セシムルコト（第二項）

十二、財務大臣、許可ヲ受ケルニ非サレハ金、銀貨幣、金銀地金、金又ハ銀、合金、或ハ金又ハ銀ヲ主タル材料トスルモノヲ輸出スルコトヲ得ストスルコト但シ官廳、爲ス場合ハ此、限リニ在ラストスルコト（第十一條第一項）

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ本規則附屬書式第六號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト（第二項）

十三 賄賂大臣、許可ヲ受ケルニ非サレハ證券ヲ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ストスルコト、但シ官廳ノ爲ス場合ハ此ノ限りニ在ラストスルコト（第十二條第一項）

大日本帝國通稱

[illegible]

大日本帝國政府

前項、許可ヲ受ケントスル者ハ本規則附屬書式第七號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト（第二項）

三、本規則施行後繼續シテ又ハ新規ニ爲營業務ヲ營マントスルモノハ財務大臣、許可ヲ受ケヘシトスルコト（第十三條第一項）

前項、許可ヲ受ケタルモノヲ爲營業行ト謂ヒ、財務大臣之ヲ告示ストスルコト（第二項）

國立銀行又ハ爲營業銀行ニ非サル者ハ爲營業務ヲ營ムコトヲ得ストスルコト（第三項）

第一項、許可ヲ受ケントスル者ハ本規則附屬書式第八號ニ依ル許可申請書ヲ提出スヘシトスルコト（第四項）

四、爲營業銀行ハ本規則、他ノ規定ニ拘ラス左ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付財務大臣、許可ヲ受ケタルコトヲ要セストスルコト（第十

四條第一項）

大日本帝國通訓

國籍法一覽
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章
第十章
第十一章
第十二章
第十三章
第十四章
第十五章
第十六章
第十七章
第十八章
第十九章
第二十章
第二十一章
第二十二章
第二十三章
第二十四章
第二十五章
第二十六章
第二十七章
第二十八章
第二十九章
第三十章
第三十一章
第三十二章
第三十三章
第三十四章
第三十五章
第三十六章
第三十七章
第三十八章
第三十九章
第四十章
第四十一章
第四十二章
第四十三章
第四十四章
第四十五章
第四十六章
第四十七章
第四十八章
第四十九章
第五十章

大日本帝國政府

(1) 顧客ニ對スル爲替、賣買、信用狀、發行又ハ通貨、賣買（第一號）

(2) 顧客ニ賣買シタル爲替又ハ通貨、出合ヲ求ムル爲、財務大臣、指定スル銀行ヲ相手方トスル爲替又ハ通貨、賣買（第二號）

(3) 爲替、取立、依頼又ハ引受

十二 爲替銀行ハ顧客ト、取引又ハ行爲ヲ爲スニ付該顧客カ本規則、規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコト又ハ許可ヲ受ケルノ要ナキコトヲ確認スルニ非サレハ該取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ストスルコト（第十五條）

十六 爲替銀行又ハ其ノ業務ニ關シ本規則附屬書式第九號ニ依ル報告書ヲ財務大臣ニ提出スヘシトスルコト（第十六條）

十七 十四、(2)ニ依リ財務大臣、指定スル銀行ハ爲替銀行ヲ相手方トシ爲替又ハ通貨、賣買ヲ爲スニ付財務大臣、許可ヲ受ケルコトヲ要

大日本帝國通商

[illegible]

大日本帝國政府

セストスルコト（第十七條）

大財務大臣必要アルトキハ本規則ニ定ムルモノノ外報告ヲ致シ又ハ部下ノ職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ稟務狀況若ハ帳簿書等其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得トスルコト（第十八條）

十九 財務大臣必受アルトキハ本規則施行ニ關スル事務ノ一部ヲ其ノ指
定スルモノヲシテ取扱ハシムルコトヲ得トスルコト（第十九條第
一項）

前項ノ規定ニヨリ財務大臣ノ指定スルモノチシテ本規則施行ニ關スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムル場合ハ財務大臣之ヲ告示ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲ス場合亦同シトスルコト（第二項）

附屬舊式

大日本帝國通訓

[illegible]

大日本帝國政府

免除天子之憂
要二

既發外資軍票ノ整理方法ニ關スル件（試案）

八
一
三
九
一
三
八

一、既發外資軍票ヲ南方開發金庫ニ承繼スル爲ノ政府借入金ハ臨時軍
事會特別會計ノ豫算外契約ニ依リ之ヲ行フモノトス
二、右借入金實行ノ際日本銀行ニ令達シ「軍票發行高」ヨリノ拂出及
借入金受入ノ整理ヲ爲サシムルモノトス
三、將來軍ガ所要ノ金庫券ヲ直接現地ニ拂行スル場合ニ於テハ日本銀
行ハ南方開發金庫ニ對シ預資金チ交付シ同金庫ヨリ金庫券ヲ受領
シ之ヲ軍ニ引渡スルモノトス
四、本邦、南方地域間旅行者携帯通貨ノ交換ニ關スル事務ハ南方開發
金庫チシテ從來ノ引換實施要綱ニ準ジ取扱ハシムルモノトス